

福 谷 区 規 約

(平成26年4月1日施行)

(平成27年4月4日改正)

(平成28年4月1日改正)

(平成29年4月1日改正)

(令和 3年4月1日改正)

(令和 4年4月1日改正)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 区民
- 第3章 組
- 第4章 役員
- 第5章 総会
- 第6章 区議会
- 第7章 財務
- 第8章 規約の変更及び解散
- 第9章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本区は住民自治の本旨に基づき、区民のふれあいを大切にし、やすらぎとうるおいのある地域共同社会の創造と、明るく活気に満ちた住み良い地域社会をつくることを目的とする。

(事業)

第2条 本区は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民、諸団体等の意見調整、連絡等に関する事。
- (2) 区民の相互扶助及び福祉に関する事。
- (3) 区民の生活環境整備及び生活安全に関する事。
- (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関する事。
- (5) 集会施設の管理及び活用に関する事。
- (6) 市指定管理施設の管理及び運営に関する事。
- (7) 墓地の管理に関する事。
- (8) 農業関係に関する事。
- (9) 地域のまちづくりに関する事。
- (10) その他各号に掲げるもののほか、目的達成に関する事。

(名称)

第3条 本区は、福谷区（以下「区」という。）と称する。

(運営の基本理念)

第4条 区の運営は、区民の個性と自主性を尊重し、区民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

(区域)

第5条 区の区域は、福谷町地内のおおむね全部、根浦町地内の全部、三好丘六丁目地内の一部、筋生町あざみ地内の一部、筋生町寺ヶ峪地内の一部及び三好丘桜二丁目地内の一部とする。

(事務所)

第6条 区の主たる事務所は、愛知県みよし市福谷町寺ノ前2番地に置く。

第2章 区民

(区民)

第7条 区民は、第5条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 第5条に定める区域内に有する法人等は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(資格の発生)

第8条 区民の資格は、第5条に定める区域に住所を有した時点とする。

- 2 区は、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 区域外からの者から申し出があった場合は、区長の判断によるものとする。

(資格の喪失)

第9条 区民が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失したものとする。

- (1) 第5条に定める区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 区民が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

第3章 組

(組)

第10条 区に組を組織する。

- 2 組の区域は、地理的条件及び社会的繋がりを考慮して、別に定める基準に基づき定めるものとする。
- 3 組の再編成をする場合は、区議員会で審議し、了承を得なければならない。

(組長)

第11条 組に組長を置く。

- 2 組長は、組に属する世帯によって決定する。
- 3 組長の任期は、原則1年とする。
- 4 30世帯以上を有する組については、組長代理を置くことができる。
- 5 組長は、次の各号を処理する。
 - (1) 組内の意見の取りまとめ、及び区運営への協力
 - (2) 組内における行事の企画及び実施
 - (3) 組内住民の異動状況の把握及び連絡調整
 - (4) 協賛金の徴収
 - (5) みよし市広報等の配布
- 6 区長は、必要に応じて組長を招集し、会議を開催することができる。

第4章 役員

(役員)

第12条 区には、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 区議員 | 10名 |
| (6) 監事 | 2名 |

- 2 区には、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 副区長、書記及び会計（以下「三役」という。）は、成人区民の中から選挙で選出し、総会において承認を得る。ただし、平成26年のみ、区長も選挙にて選出することができる。

- 2 前項の選挙は、2月又は3月に行い、区議員会にて承認を得る。
- 3 選挙区区議員は、選挙区から選出する。
- 4 全福谷区区議員は、区長が選出する。
- 5 監事は、区長が選任し、総会において承認を得る。
- 6 役員は、兼務することができない。

(選挙の方法)

第14条 選挙は、1世帯1票とし、2月又は3月に組長が各世帯に投票用紙を配布し、定められた期日までに記名した投票用紙を回収して行う。

- 2 前項の選挙は、1役職につき1枚の投票用紙とし、区議員立ち会いの選挙会にて開票し、区内放送により結果を報告する。

(役員の仕事)

第15条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

- 2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、区の庶務・議事録を作成・処理する。
- 4 会計は、区の会計を処理する。
- 5 区議員は、本規約第1条に掲げる目的を遂行するために必要な議案等を審議する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 区の会計及び財産の状況を監査すること。

(2) 役員(監事を除く。)の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び財産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したとき、これを総会にて報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があると認めるとき、臨時総会の開催を請求すること。

(任期)

第16条 三役の任期は、1年とする。

- 2 区長は、再任しない。ただし、区議会です承された場合は、この限りではない。
- 3 副区長は、翌年の区長となる。区長再任時は区長にはならない。
- 4 書記・会計は、任期満了後5年間再任しない。また、どちらか一方のみとし、書記・会計の両方に選出することはないものとする。
- 5 区議員の任期は、2年とし、毎年その半数を改選する。
- 6 役員が欠けた場合の補欠の役員は、区議員会において決定する。
- 7 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(部会の設置)

第17条 区長は、第2条に定める事業を審議遂行するため、部会を設置することができる。

- 2 設置された部会は、運営規則第7条に掲げる事業を遂行する。

(役員等の経費)

第18条 区は、役員等にその職務を遂行する上で要する経費を支給することができる。

(事務職員等)

第19条 区は、事務職員及び区運営に必要な各種委員を置くことができる。

2 前項の事務職員等の任免、待遇等は、区議員会において決定する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、世帯(戸)をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 区議員の3分の2以上の者から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、文書により通知しなければならない。

(総会の議長及び書記)

第25条 総会の議長は、区議員会議長が務める。なお、議長が出席できないときは、区議員会副議長がこれを代行する。

2 書記は、議長が指名する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、世帯(戸)の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席世帯の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第28条 総会における区民の表決権は、1世帯(戸)で1票とする。

(総会の書面表決権)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない世帯は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は区長若しくは他の世帯の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第26条及び第27条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 区世帯の現在数及び出席世帯数(表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 区議会

(区議会の構成)

第31条 区議会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 第5条に規定する区域に住所を有するみよし市議会議員は、オブザーバーとして出席することができる。

3 議長・副議長は、区議員の互選により選出する。

(区議会の権能)

第32条 区議会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(区議会の招集等)

第33条 区議会は、原則として毎月1回開催する。ただし、区長が認めたときは、臨時区議会を開催することができる。

2 区長は、区議員の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から15日以内に臨時区議会を招集しなければならない。

3 臨時区議会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 区議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(区議会の議長)

第34条 区議員会の議長は、区議員会議長が務める。ただし、議長が出席できないときは副議長がこれを代行する。

(区議員会の議決等)

第35条 区議員会には、第27条及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「区議員会」と、「世帯」とあるのは「区議員」と読み替えるものとする。

第7章 財務

(区費等)

第36条 区内に住所を有する世帯(戸)及び法人並びに個人事業者は、別に定める区費又は協力金を納めなければならない。

2 一般世帯の区費は、次のとおりとする。

(1) 持家世帯の区費 年額12,000円

(2) 高齢者のみの世帯(70歳以上)及び身体(心)障害者(1級・2級)の者で申し出のあった世帯並びに生活保護世帯 年額6,000円

(3) 共同住宅(アパート)ファミリー世帯 年額6,000円(月500円)、単身世帯(ワンルーム) 年額1,200円

3 法人等の協力金は、次のとおりとし、算出基準は法人等の敷地面積による。

(1) 敷地面積1,000㎡未満は、年額10,000円とする。

(2) 敷地面積1,000㎡から5,000㎡までは、次の表のとおり徴収する。

敷地面積	金額
1,001㎡ から 2,000㎡	10,000円 から20,000円
2,001㎡ から 3,000㎡	20,000円 から30,000円
3,001㎡ から 4,000㎡	30,000円 から40,000円
4,001㎡ から 5,000㎡	40,000円 から50,000円

(3) 以下敷地面積が5,000㎡以上は、1,000㎡につき年額5,000円を加算する。

4 区費の徴収は、6月・9月・12月・2月の4回とする。ただし、共同住宅の単身世帯は、6月の年1回とする。また、法人等の協力金も年1回とする。

5 区費等の基準は、毎年4月1日現在とする。

6 年度途中で転入した者(法人含む)については、月割りとし、徴収月にて算出する。

7 区費の納入方法は、区民指定の口座からの引落とし又は区民会館窓口における現金納入とする。

8 区費免除については、区議員会において区長が提案し、了承を得られた場合とする。

(財産の構成)

第37条 区の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 区費及び協力金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 活動に伴う収入
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) その他の収入
- (財産の管理)

第38条 区の財産は、公共事業対策委員会において審議し、その結果を区長に報告するものとする。

- 2 区の財産は、公共事業対策委員会の報告を受け、区長が管理し、その方法は区議員会の決議により、これを定める。
 - 3 区は、公共対策に必要な災害対策、大規模修繕、財産取得、維持管理、一般財政調整等の財源を確保するため、その目的に応じ基金を設置することができる。
- (財産の処分等)

第39条 区の財産で、第37条第1号に掲げるもののうち、不動産を処分し、又は担保に供する場合は、区議員会で決議し、総会にて承認を得る。

- 2 不動産を購入する場合は、区議員会で決議し、総会にて承認を得る。
 - 3 基金は、福谷区公共対策に関する事業に充てるため、必要に応じこれを処分することができる。
- (経費の支弁)

第40条 区経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 区事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 区事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支報告書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度ごとに総会で承認を受けなければならない。

(会計年度)

第43条 区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約を変更する場合は、区議員会において審議決定し、総会において報告する。

- 2 変更した場合は、みよし市長に報告する。

(解散)

第45条 区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、成人区民の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において成人区民の3分の2以上の議決を得て、処分方法を決定する。

第9章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 区の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 世帯名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 総会及び区議員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類
- (8) 書類は、最低10年間は保管し、区議員会の了承を得た後に廃棄することができるものとする。

(委任)

第48条 この規約の施行について必要な事項は、区長が区議員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。